

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	法令番号	平成 1 1 年法律第 1 0 5 号				
手続名	特定施設の届出に係る計画変更命令・計画廃止命令	根拠条項	第 1 5 条				
処 分 基 準	<p>(1) 処分を行う場合 特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出があった場合で、その届出に係る特定施設が、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の濃度が排出基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から 6 0 日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(特定施設の構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。)又は特定施設の設置の届出に係る計画の廃止を命ずる。</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 排出ガス及び排出水に関する規制は別紙のとおり</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次 No.	